

議員発案第4号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年11月16日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者	由利本荘市議会議員	佐藤 勇 ㊟
賛成者	同 上	伊藤 順男 ㊟
	同 上	伊藤 岩夫 ㊟
	同 上	今野 英元 ㊟
	同 上	佐々木 隆一 ㊟

提案理由

議会運営委員会の委員の定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。